

平成18年11月7日(火)

企業会計審議会  
第15回監査部会会議録

於 金融庁特別会議室  
(中央合同庁舎第4号館9階)

金融庁総務企画局企業開示課

午前10時02分 開会

○山浦部会長 定刻になりましたので、これより第15回監査部会を開催いたします。

皆様には、ご多忙のところご参集頂きまして誠にありがとうございます。

なお、本日の部会も企業会計審議会の議事規則にのっとりまして公開することとしたいと存じますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山浦部会長 ありがとうございます。

それでは、公開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

前回の部会では、四半期レビューの考え方、その案について皆様からご意見をちょうだいしてまいりました。なお、その際問題になりました四半期会計基準につきましては、11月1日に企業会計基準委員会から実務指針と併せて公開草案が公開されているところであります。本日は、これまでの議論等を踏まえまして四半期レビュー基準(案)を作成いたしましたので、事務局から読み上げさせて頂き、皆様からご質問、ご意見をお願いいたしたいと思っております。

それでは、事務局、お願いいたします。

○柳川課長補佐 読み上げさせていただきます。

お手元の資料の四半期レビュー基準(案)でございます。

四半期レビュー基準(案)。

第一 四半期レビューの目的。

四半期レビューの目的は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかに関し、監査人が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を結論として表明することにある。

四半期レビューにおける監査人の結論は、四半期財務諸表に重要な虚偽の表示があるときに不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を実施して表明されるものであるが、四半期レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではない。

※「四半期レビューは、年度の財務諸表の監視を前提にして実施され、年度の財務諸表の監

査における重要な着眼点等について、四半期レビューにおいても必要な検討が行われるとともに、四半期レビューの結果は年度の監査計画に適切に反映される。」旨、前文の中で説明。

## 第二 実施基準。

※「監査人は、四半期レビューにおいても年度の財務諸表の監査と同様の職業的専門家としての正当な注意を払い、特に四半期財務諸表が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して作成されていない事項が、すべての重要な点について存在するかもしれないとの職業的懐疑心をもって四半期レビューを計画し、実施しなければならない。」旨、前文の中で説明。

※「監査人は、四半期レビューにおいても年度の財務諸表の監査と同様の品質管理の方針と手続に従って実施しなければならない。」旨、前文の中で説明。

1【内部統制を含む、企業及び企業環境の理解】監査人は、四半期レビュー計画の策定に当たり、年度の財務諸表の監査において行われる、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解並びにそれに基づく重要な虚偽表示のリスクの評価を考慮し、四半期財務諸表の作成に係る内部統制についても十分理解しなければならない。

2【四半期レビュー計画の修正】監査人は、年度の財務諸表の監査を実施する過程において、四半期レビュー計画の前提とした重要な虚偽表示のリスクの評価を変更した場合や特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、その変更等が四半期レビュー計画に与える影響を検討し、必要であれば適切な修正をしなければならない。

3【四半期レビュー手続】 監査人は、質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施しなければならない。質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続は、経営者の作成した四半期財務諸表が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについての監査人の結論に十分な基礎を与えるものでなければならない。

4【質問】 監査人は、四半期財務諸表の重要な項目に関して、それらの項目が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して作成されているかどうか、会計方針の変更や新たな会計方針の適用があるかどうか、会計方針の適用に当たって経営者が設けた仮定の変更、偶発債務等の重要な会計事象又は状況が発生したかどうか、経営者や従業員等による不正や不正の兆候の有無等について、経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に質問を実施しなければならない。

5【分析的手続】 監査人は、四半期財務諸表と過去の年度の財務諸表や四半期財務諸表の比

較、重要な項目の趨勢分析、主要項目間の関連性比較、一般統計データとの比較、予算と実績比較、非財務データとの関連性分析、部門別・製品別の分析、同業他社の比率や指数との比較等、財務数値の間や財務数値と非財務数値等との間の関係を確認するために設計された分析的手続を、業種の特長等を踏まえて実施しなければならない。分析的手続を実施した結果、財務変動に係る矛盾又は異常な変動がある場合には追加的な質問を実施し、その原因を確認しなければならない。

6【会計記録に基づく作成】監査人は、四半期財務諸表が、年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録に基づいて作成されていることを確認しなければならない。

7【追加的な手続】監査人は、四半期財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合には、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して当該事項の有無を確認し、その事項の結論への影響を検討しなければならない。

8【後発事象】監査人は、四半期財務諸表において修正又は開示すべき後発事象があるかどうかについて、経営者に質問しなければならない。

9【継続企業の前提】監査人は、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する経営者の評価に変更があるかどうかについて質問し、また、監査人が継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を認めた場合には、経営者に開示の要否について質問しなければならない。

質問の結果、開示を必要とする事象又は状況があると判断した場合には、それらの事象又は状況が四半期財務諸表において適切に開示されているかどうかを検討しなければならない。

10【経営者の確認書】監査人は、適正な四半期財務諸表を作成する責任は経営者にあること、四半期財務諸表を作成するための内部統制を構築し維持する責任は経営者にあること、四半期財務諸表の作成に関する基本的な事項、経営者が採用した会計方針、経営者が四半期レビューの実施に必要な資料をすべて提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならない。

11【経営者等への伝達と対応】監査人は、四半期財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合には、経営者等にその事項を伝達し、適切な対応を求めるとともに、適切な対応がとられない場合には、当該事項の四半期レビューの結論への影響を検討しなければならない。

12【他の監査人の利用】監査人は、他の監査人によって行われた四半期レビュー等の結果を利用する場合には、当該他の監査人が関与した四半期財務諸表等の重要性及び他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した四半期レビュー等の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。

### 第三 報告基準。

1【結論の表明】監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかに関する結論を表明しなければならない。

2【審査】監査人は、結論の表明に先立ち、自らの結論が一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、結論の表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。

3【四半期レビュー報告書の記載】監査人は、四半期レビュー報告書において、四半期レビューの対象、実施した四半期レビューの概要及び結論を明瞭かつ簡潔に記載しなければならない。ただし、結論を表明しない場合には、その旨を四半期レビュー報告書に記載しなければならない。

4【結論の表明との区別】監査人は、四半期財務諸表において適正に表示していないと信じさせる事項が認められないと判断し、その判断に関して説明を付す必要がある事項及び四半期財務諸表の記載について強調する必要がある事項を四半期レビュー報告書において情報として追記する場合には、結論の表明とは明確に区別しなければならない。

5【無限定の結論】監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった場合には、その旨の結論（この場合の結論を「無限定の結論」という）を表明しなければならない。この場合には、四半期レビュー報告書に次の記載を行うものとする。

#### （1）四半期レビューの対象。

四半期レビューの対象とした四半期財務諸表の範囲、四半期財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにあること。

(2) 実施した四半期レビューの概要。

一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行ったこと、四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続からなり、監査基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続からなること。

(3) 四半期財務諸表に対する結論。

経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったこと。

6【結論に関する除外】監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められ、無限定の結論を表明することができない場合において、その影響が四半期財務諸表の全体に対して否定的結論を表明するほど重要でないと判断したときには、除外事項を付した限定付結論を表明し、修正すべき事項及び可能であれば当該事項が四半期財務諸表に与える影響を記載しなければならない。

7【否定的結論】監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合において、その影響により四半期財務諸表が全体として虚偽の表示に当たると判断したときには、否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。

8【四半期レビュー範囲の制約】監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、その影響が四半期財務諸表に対する結論の表明ができないほどに重要でないと判断したときは、除外事項を付した限定付結論を表明しなければならない。この場合には、実施した四半期レビューの概要において、実施できなかった四半期レビュー手続を記載し、四半期財務諸表に対する結論において当該事実が影響する事項を記載しなければならない。

9【結論の不表明】監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が四半期財務諸表に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならない。この場合には、四半期財務諸表に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。

10【他の監査人の利用】監査人は、他の監査人が実施した四半期レビュー等の重要な事項について、その結果を利用できないと判断したときに、更に当該事項について、重要な四半期レビュー等の手続を追加して実施できなかった場合には、重要な四半期レビュー手続が実施できなかった場合に準じて、結論の表明の適否を判断しなければならない。

11【将来の帰結が予測し得ない事象等】監査人は、重要な偶発事象等の将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、四半期財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な四半期レビュー手続を実施できなかった場合に準じて、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。

12【継続企業の前提】監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合には、次のとおり結論の表明及び四半期レビュー報告書の記載を行わなければならない。

(1) 当該重要な疑義に関わる事項が四半期財務諸表に適切に記載されていると判断して、無限定の結論を表明する場合には、当該重要な疑義に関する事項について四半期レビュー報告書に追記しなければならない。

(2) 当該重要な疑義に関わる事項が四半期財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付の結論又は否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。

13【追記情報】監査人は、次に掲げる事項その他説明又は強調することが適当と判断した事項は、四半期レビュー報告書に情報として追記するものとする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更。

(2) 重要な偶発事象。

(3) 重要な後発事象。

(4) 監査人が結論を表明した四半期財務諸表を含む開示書類における当該四半期財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違。

○山浦部会長 ありがとうございます。

審議の都合上、目的及び実施基準と報告基準の2つに分けてご意見を伺ってまいりたいと存じます。まず、案にあります第一、四半期レビューの目的、第二、実施基準、この2点につきまして、どなたからでも結構でございますけれども、ご自由にご発言ください。

特にご意見はございませんでしょうか。

どうぞ、友永委員。

○友永委員 まず、四半期レビューの目的なのですが、前回の7月でしたか、四半期レビュー

の考え方（案）というのを提出されたときには、「すべての重要な点において」という言葉が、「すべての重要な点について適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかった」という書きぶりで記載していらっしやったのですが、今回は「信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったどうか」というように下の方に移されているということなので、この点どういう意味でこうなっているのかお聞かせください。

○山浦部会長 この点、随分と議論したところなのですが、四半期レビュー手続は、監査の場合に比べてかなり限定的であります。そうしますと、いわば総合的な財務諸表の適正表示に関する判断というよりは、もっとスポット的な検証手続をしていくという、そういった意味では前の方にこの「すべての重要な点において適正に表示していない」という、トータルな適正表示に関する判断をするというよりは、むしろ後ろの方に置いてレビュー手続の性質をよく示せるのではないかと、こういう結論であったわけです。その点、長い間我々議論をしたのですが、最終的には今のような判断に落ち着いたということです。よろしいでしょうか。

○友永委員 一応そういう変更をなされた理由は理解いたしましたけれども、もう一つ、場所としては四半期財務諸表の作成基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているという考え方もありますね。その経営者の方がすべての重要な点において適正に表示しているのだという、まずそういうものがあつた上で、それを監査人として適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかったのだというロジックもあるかと思うのですが、そこら辺はどのようにお考えになりますでしょうか。

○山浦部会長 基本的な理由は先ほど言ったところなのですが、どうも監査基準に比して監査人側の責任事項としてどこまで保証を得られるかというか、自分なりの心証を得られるかという、そこの議論が最後まで残ったのです。単なる言葉の並びというよりは、先ほど言ったように後ろの方に置いた方がレビュー手続の性格をよく表せるということなのですが、これは文章を前に置くことによってかなりこれ重たくなってくるという印象なのです。

○友永委員 二重指定の言葉の中に「すべての」という文字が入っているとすごく重い感じが私は逆にするのですが、これは日本語の問題としてどういう理解をするかということをも明確にしておいて頂く必要があるかと、それだけ申し上げておきたいと思います。

○山浦部会長 この点は、前文の方でもレビュー手続の性格、それから監査人の責任の問題ですね、それを含めて説明はしたいと思っています。

五十嵐委員、どうぞ。

○五十嵐臨時委員 会計士サイドからばかりの発言で申しわけございませんが、今の発言に関

係しまして、監査人の責任との関係で今の記述になっているというご説明頂いたわけですが、その監査人との責任という関連からしますと、この後半に書いてあります「不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑える」という文言と、一番最後の方に出てきています保証の水準といいますが、合理的な保証の水準よりは多分低いのだと思いますけれども、この辺のところをもう少し明確にうたって頂くことはできるものかどうかという希望なのですけれども。

○山浦部会長 恐らくこの目的のところ、特に四半期レビューというのは我が国においては初めて入る監査人の実務ですので、その本質的な性格について、特に監査人の責任とも絡んできますし、受け手側の、レビューされた四半期財務諸表に対する信頼性の程度とか、そういったものも含めまして説明を要すると思っております。したがって、そのあたりについては今五十嵐委員のご指摘の点も踏まえて前文の方で的確な説明をしたいと思っております。よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○五十嵐臨時委員 たびたびで申しわけございませんが、これも確認なのですけれども、第二の実施基準の1の一番最後のところに、四半期財務諸表の作成に係る内部統制と、これは従来監査の中で言われていなかった、昨日行われています内部統制部会の中で議論されている、いわゆる財務報告の内部統制、決算プロセスに係る内部統制とほぼ同じようなものなのだろうと思うのですが、ここについて私の方で確認させて頂きたいのは、ここに書いてありますように「理解しなければならない」、理解するところでいいということで、この各四半期において内部統制のテストといいますが、統制評価手続を実施することは四半期レビューとしては想定されていないということを確認させて頂ければと思うのですが。

○山浦部会長 そうですね。ちょっとこのあたり、どこまで割り切るかというのはある意味では監査人サイドのどこまでなくていいとか、そういう話ではないような気がします。むしろ内部統制、特に財務報告に係る内部統制の評価に当たって、当然四半期に係る内部統制の評価というのも同時並行的に実施されると思うのです。それは仕組みの中に入っていますので、むしろ大きな考え方として、年度監査を行う同じ監査人が、四半期レビューを実施しますので、恐らく四半期レビューに関する内部統制の評価をどこまでやるかというのをこの四半期レビュー基準で議論するのではなくて、年度の財務諸表の監査に当たっての内部統制の評価の中でこれが行われるというたてつけの方がよろしいのではないかと思います。

○五十嵐臨時委員 結構です。

○山浦部会長 よろしいでしょうか。

では、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

では、引き続きまして、次に報告基準についてご意見等ございましたらお伺いしたいと存じます。

どうぞ、五十嵐委員。

○五十嵐臨時委員 たびたび申しわけありません。ここで意見の限定なり、結論を表明しないとなります、いわゆる重要性の問題なのですけれども、これについてはこの基準の中に書き込むというのは非常に難しい記述だと思うのですが、考え方なりをちょっと教えて頂ければと思ったのですけれども。

○山浦部会長 いわゆる監査上の重要性といいましょうか、少なくともディスクロージャーに関しては、重要性は年度財務諸表と同じだと思うのです。その上で監査人が四半期レビューに関する結論を表明するに当たって無限定とするか、あるいは限定付とするか、あるいは不表明なり否定意見とするか、そのあたりの判断は、基本的には年次財務諸表と同じに考えております。これは、監査人側がどの程度の確証なり保証なりを自分で得られたかという、その問題もありますけれども、結局最終的には利用者サイドの判断にどの程度影響するかということになるのだと思うのです。そうしますと、そこを別のものとして考えるというのはできないのではないかと考えております。

ですから、自分が得た保証のレベルでもって判断した中身で、最終的には利用者サイドの意思決定に対する影響、これが重要性の判断の基準になると考えております。

○五十嵐臨時委員 それには全く賛成して同感なのですけれども、可能であれば、前文に一言書き添えて頂けると実務サイドとしては非常にありがたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○山浦部会長 その点は心得ました。検討してみます。

ほかにどなたかございませんか。

八田委員、どうぞ。

○八田委員 基本的なところで、恐らく最初の目的とか実施基準にもかかわると思うのですけれども、報告のところは最終的に無限定の結論とか、あるいは否定的結論ですか、無限定の何の結論という何はないのですか。そういう表現はとらないのですか。要するに、限定というのは何か問題事項とか不満足事項ですね。あるいは範囲の制限、それは特にありませんでした。だからどういう結論だという、その文脈上読むと、それは重要な点において適正に表示してい

ないと信じさせる事項はなかったということを言っているのですが、それは何と云うのですか、そういう意見の中身というのは。適正であるとか、有用であるとか、真実であるとか、そういう説明は今回は入れないのですか。

○山浦部会長 やっと趣旨がわかりました。消極的意見を述べる場合の、いわば修辭的な限界がありまして、その点は無限定の結論、つまり表示事項に適正と不適正と認められるものは十分にわからなかったと、そういうこと、あるいは特にレビュー手続でも制約はなかったと、それを前提にしてこの無限定の結論を出すということです。

○八田委員 要するに、もっと原義的な話ですけれども、このレビュー監査というか、レビューによって究極的な達成目標は何なのですか。つまり、適正性の意見を表明することなのか、有用性意見を表明することなのかという、これまでの教科書的な議論があるわけですが、これは何を究極的要証命題というか、目標にするのですか。

○山浦部会長 レビュー手続の制約下のもとで、監査人としては特に不適正と思われるものがなかったという、こういうことですから、それを何と云うかというのは特に表現を考えているわけではありません。

○池田企業開示課長 八田先生のご意見の中で教科書的にとあったので、私よりも山浦先生が答えて頂く方が正しいと思いますが、ドラフトを用意させて頂いた事務方の整理で言えば、今の結論文言のところは、4ページのところから5ページの(3)のところに結論文言が書いてあって、ここはまず八田先生がおっしゃった適正なのか有用なのかという部分については、ここは適正という文言を使っているということです。それから、あと形態については、二重否定があって非常に割り切りが難しいところではあるのですけれども、要するに消極的な文言の形態でそれを保証していると。積極的な文言ではなくて、消極的文言で保証しているものだということを示しているということを念頭に書いているつもりなので、その適正以外に有用というような概念を入れて整理しているということはない。

よって、教科書的には山浦先生に言って頂いた方がいいかもしれませんが、事務方の理解としては適正性というものを消極的文言の形態で保証しているものというふうに理解して書かせて頂きました。

○山浦部会長 説明の仕方ですけれども、要するに、財務諸表が適正に表示されているかどうかというのは、当然監査人が到達しなければならない結論形成の目標だと思うのです。問題は、四半期レビューの手続の枠内でどういう表現をするかという、そこにかかってくるわけです。ですから、今の池田課長のサポートをさらに私の方で敷衍しますと、最終的にはもちろん四半

期財務諸表の適正意見が表明の目標と、これが消極的な形で結論が表明されるという、そういう仕組みだというふうに理解した方がいいのではないかと思います。

ほかにご意見ございますか。

引頭委員、どうぞ。

○引頭委員 ちょっと違う観点かもしれないのですが、この四半期レビュー基準の中に、監査人の交代というような項目について言及する必要はないのでしょうか。レビュー基準のなかには、他の監査人の利用という項目が2ヶ所あります。従来は中間監査と年度監査ということで、6カ月なり1年なりの期間の中での交代だったので、正直言って利用者としてはあまり気にしていなかったのですが、これから3カ月タームでレビューがなされることになり、その3ヶ月の期間の途中でいろいろなことが起こった場合にどうなるのかということが気になります。先ほど申し上げたとおり、実務的には他の監査人の利用ということは記載されているのですが、もうちょっと踏み込んだ記述が必要なのではないでしょうか。あともう一点ですが、第三の報告基準にある9の結論の不表明という項目があります。これは、十分な手続ができなかった場合には、意見、結論を表明してはいけないと、不表明という結論を表明しろということだと思うのですが、これにもいろいろなケースがあると思うのです。今ご案内のとおりいろいろな監査法人の問題が起こっている中で、事業会社に非がある場合と全く非がない場合とか、そうしたいろいろなケースがこれから起こり得ると思うのです。事業会社に非があった場合には仕方がないという話かもしれませんが、非がなかった場合にだれが一番損失を蒙るかと言えば、やはり投資家だと思うのです。投資家側に情報が十分無いなかで、結論が不表明になり、それが即座に上場廃止になるかどうかはわかりませんが、そうした可能性も否定できません。結論の不表明の実際的な取り扱い、この論点をここで話し合うべきか、東証さん等の取引所が主体となる話なのか、ちょっとわからないのですが、そういう観点も踏まえて、監査人の交代についてどういうふうに考えるべきかというのをちょっと整理して頂いた方がありがたいとおもうのですが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○山浦部会長 まず、監査人の交代なのですけれども、我々が今考えている一番の問題点は、年度をまたいで監査人がある決算が終わって、そして交代するというケースです。そうしますと、早速四半期レビュー手続が入ってくるわけです。ですから、恐らく監査契約更新にしても、あるいは新しい監査人に代わるにしても、契約の時期は早くなってくると思うのです。そういう実務的な問題が一つあると思います。

その上で、四半期レビューの手續というのは、前年度末に行った年次財務諸表の監査に関するいろいろなリスク評価の手續、あるいはさっき言ったゴーイングコンサーに関する評価とか、そういったものを前提にしているわけです。そうしますと、交代しますと、第一四半期のレビューの段階から、前の知識がないままに進めなければならないわけです。第一四半期はかなり早くなりますので、事実上情報のないままにレビューを実施するという話になってくる。やっぱりそれはまずいだらうと。となりますと、結局は実務的には監査人が交代しましたらすぐでも年度の財務諸表の監査の一環としてリスク評価を始めて、そしてそのリスク評価は当然四半期のレビューの前提になるリスク評価にかかわってきますので、要は四半期レビューの手續の前提となっている年次財務諸表のリスク評価をもとにした判断というか、この仕組みができるだけ早く監査人側で得てもらう必要があると。

ですから、これは四半期レビューの、我々の前文の方でこれは書くつもりでいるのですけれども、四半期レビューの基準としてこれを入れるよりは、むしろ前文で示した上で年次財務諸表の全体の仕組みの中で考えるという方がいいのではないかと思います。四半期レビューというのはあくまでもこういった枠内での手續ですので、ここに年次財務諸表で当然行わなくてはならない手續を入れてくるとかなり混雑してくるのです。それが一つです。

それから、もう一つ、監査人の交代に関しては、品質管理基準でもってうたっておりますので、ここで交代に当たっての条件づけとか、注意しなければならないこと、こういったこともかなりうたっていますので、ここでは入れる必要はないと考えたわけです。

○引頭委員 そうすると、品質管理基準、この間策定した品質管理基準については、この四半期レビューに関しても準用されるという、そういう理解になるわけですね。

○池田企業開示課長 今引頭委員のおっしゃったところ、山浦先生からあったように前文で必要な説明を加えるということかと思いますが、1ページ目の※3つあります一番下の※で、前文の中で書かせて頂くということで、品質管理の方針手續については、年度監査のものと同様のものに従って実施をしなければいけないという趣旨は前文で書こうという考え方。

それから、引頭委員からあった監査人の交代、あるいは不表明、その辺を投資者にいかにか知らしめるかという問題は、取引所のルールのことにも言及がありましたが、恐らくこれから、これは行政の方で政省令で検討していかなきゃいけなくなりますが、四半期報告書の開示内容をどうするかということにも関係してきますので、いろいろところで手当をしていく必要があるということで、監査基準上は品質管理の方針手續は共通のものでやるのだというところに凝縮されているというふうにご理解頂ければと思います。

○山浦部会長 逆瀬委員、どうぞ。

○逆瀬臨時委員 欠席も多かったので場違いな質問かも知れません。まずこの四半期レビューを行う監査人のレビュー期間についてであります。その後45日でファイリングする。どう考えても、作成者側の作成手続に1月は費やすことになるだろうと思います。その後連結精算の元帳や帳簿の明細を監査人に見て頂ける状況になります。監査人のレビュー期間は1週間あるかないかと経験上考えます。このような短期間に実践しうるルールであるという前提で今議論されている、こういう理解でよろしいのでしょうか、これは質問です。

次に2枚目ですが、一番下に年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録に基づいて作成されているかどうかと記されている点です。四半期の実務において年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録という意味合いはどのようなものでしょうか。これは質問であります。

それから、3点目です。報告のところにもありますけれども、継続企業の前提の評価についてであります。これは当該四半期が含まれる年度末まで、第一クォーターの話であれば残り9カ月間を念頭に置いての評価であるのかどうか、これも質問であります。

4点目ですが、最後のページの(4)項に四半期財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違とあります。四半期報告書のいわば前段部分に記載されている内容と四半期財務諸表との関係だと読みました。重要な相違というふうになっているのですが、重要な事項に係る相違という意味を含むのでしょうか。多少違っていてもいいのだという話ではなくて、重要な記載事項について財務諸表の表示と齟齬があれば齟齬の程度が小さくとも重要な相違となるのかどうか、この意味合いについて質問いたします。

以上です。

○山浦部会長 まず、最初のご質問、いわば保証の程度の話ですね。これは先ほど引頭委員のご質問にあった、交代をするというときには四半期間に合わないときがあるかも知れません。ただ、一般には年度の財務諸表の監査をする同じ監査人が監査をしているということを前提にしております。したがって、ある意味ではこの3つの四半期財務諸表についてのレビューをやるといっても、レビュー手続は確かにこのように限定されたものですが、前提となる監査人が、同じ監査人が前の年度末の監査を行い、そのいろんな意味のリスク評価なり、知識なりを前提に引っ張ってレビューをやっていきます。したがって、確かにレビューそのものはこういう限定されているけれども、ここで得られる保証というのは、単にここに書かれている手続をやったという以上の心証といえますか、これを得て四半期財務諸表についての保証を得られるはずなのです。

そこをもう少しはっきり書けと言われれば、例えば前文で書くしかないのですけれども、少なくとも全体の仕組みとしては年度の財務諸表の監査を行って、同じ監査人がこういう継続的な形で四半期レビューにかかわって、四半期財務諸表について結論を表明しているという、そういうイメージでとらえられればよろしいのではないかと思います。そういった意味では、単なるここに書かれている手続を実施して、そして得られる保証のレベルよりは、もっと年度監査に近いというか、もう少し監査人の保証レベルに近いものを考えています。

ただ、これは文章としてこういった基準のところを書くというのは、本文として書くのはなかなか難しいために、このあたりは恐らく前文でかなり書き込むことになってくると思うのです。

それから、2番目の会計記録に関しましては、確かに幾つか修文を重ねて、最終的にはこの文章に落ち着いたのですけれども、言っている意味は企業が記録している会計記録ですね、これは年度財務諸表の作成のベースになる会計記録、もちろん四半期ごとですから、1年間終わってから同じ会計記録に基づいてと、そういった意味ではありませんで、通常の企業が記録している会計記録、それをベースにして四半期もつくってほしいと、こういったことです。

それから、これを文章的にもう少し意が足りないということであればこちらで検討しますが、趣旨としてはそういう趣旨を考えております。

それから、ゴーイングコンサーについては、これも先ほどとお答えが重なるようすけれども、年次財務諸表の監査をするに当たって、当然1年を目安にしてゴーイングコンサーについての判断を行います。四半期レビューに当たっては、基本的には前年度末の監査で行ったゴーイングコンサーに関する評価を引き継いでくると思うのです。とはいっても、実際には監査人は常にこのあたりの情報については目を光らせているはずですので、例えば途中でいろんな突発事故だって当然起きてきますね。それを無視しろという話では決してありませんで、当然それも監査人は常に評価の対象にしていかなきゃならない。ただし、それは恐らくこの年度財務諸表の監査人としての保持しなければならない姿勢だと思っておりますので、これをどの地点でディスクロージャーの対象にするかというのは、まさにケース・バイ・ケースで出てくるのではないかと思います。

少なくとも、四半期レビュー手続、確かにこういうふうに書きますとかなり限定されたもののように見えますけれども、実際には年度の財務諸表の監査人が年度の監査計画の中でこの四半期レビューを行っているという、そういう仕組みを前提に考えていくということによろしいのではないかと考えております。

それから、最後の重要な相違ですけれども、当然これは四半期開示とは別個にいろんな関連する情報開示がさまざまな形で行われます。四半期財務諸表の記載内容を誤解させるといいましようか、それと相違するいろんな情報発信を企業側がやられるとこれはまずいということで、その重要なという意味のご質問の意味が、先ほど五十嵐委員からあった重要性という意味では、やはり投資家に誤解を与える、重要な誤解を与えるという、そこが判断の基準になってくると思うのです。

ご質問に対する答えとしていかがでしょうか。

○逆瀬臨時委員 ご説明はよく理解いたしました。最後の重要な相違の件は、現在も同様のルールがあると承知しております。四半期報告書においてどのような情報が非財務情報として開示されるのか明らかにはなっておりませんが、財務諸表の表示と関連する重要な情報である場合に、財務諸表の表示と不一致であればこれは重要な相違とおのずとなるのだろうとは思いますが。

以上です。

○山浦部会長 黒川委員、どうぞ。

○黒川委員 3点なんです、1つは文言で1ページの四半期レビューの目的の第2パラグラフで、これは2つの文章がつながってくるのですけれども、「表明されるものであるが」、その後には何かないという、2つの同じというか、同じ方向性があるような文章のような気がするのですけれども、ですから、ちょっと検討して頂きたいのは、「あるが」とくると「しかし」というようなことがあるのか、あるいは留意するということなのか、「あるが」という言葉のとめ置きも難しいのですが、「あり」というように言ってもつながるのかどうか、これは文言としてちょっと検討しておいて頂きたいなど。やっぱり「あるが」という意味があるのか、「あるが」と言って、「しかし」と、「あるが」と言うと何かそう言いたくなるような気もするのです。

それから、2点目は、逆瀬先生が質問されたゴーイングコンサー問題で、ゴーイングコンサー問題は、常に将来に向かって非常に重大な起因があるかどうか、しかもそれが倒産する可能性があるかどうか、端的に言えば、ですから必ず将来といっても50年先とか30年先では困るので大体おおむね1年ぐらいということを念頭に置いているときに、四半期が第一四半期、第二四半期、第三四半期という、そこからまた将来に、例えば第二四半期になったとき半年もたっていますから、逆瀬先生はさっき残りの半年でいいのかどうかということをおっしゃられたのですけれども、でもその時点からいろんな情報を見て、またもう1年ローリングというの

でしょうか、そのぐらいのことを、この辺も頭の中の話ですけれども、一応は残り半年でいいのかとか、あと3カ月以内に倒産可能性があるのか、あるいはそこからもう1年引き延ばして、常に1年、1年というぐらいのことを念頭に置きつつ倒産可能性があるのかと、これはやっぱり一応決めておいた方がいいのではないかと。そこはまだよくわかっていないところがあるというふうに思います。

それから、3点目は、例えば第二四半期になって、それで重要な点について何か問題があることがわかったと。しかし、それは実は第一四半期において発見されていれば、そこで問題になっていたところであったと。こういうようなことがもしあったと、こう考えたときに、第二四半期のレビューの報告ではどのように、もちろん第一四半期を直して累計の損益計算書に直すと言えば直すでしょうけれども、実は第一四半期において例えば限定事項がつくような問題であったと、そのときに第二四半期になって第一四半期のことがわかったんだけれどもというときに、会社に直してもらっているからそれでいいよと、こうなるのか、それとも情報をそれぞれ書いて直しなさいとなるのか。本当は第一四半期において重要なことであった、限定がつくようなことであったのかというようなことが起きたとしますと、これはなかなか監査人として言いがたいと思うのですね。それから会社も言いがたいと思うのですけれども、しかしそういうことがあったときにどうするかということです。

以上です。

○山浦部会長 まず、最初の目的のところの文言ですけれども、「が」以降が二重否定みたいなのがあって、この並びからすると、「あり」というとめ方がここでは不自然な感じがしまして、せっかくのご指摘ですのでもう一回検討しますけれども、少なくとも今の段階では、我々が今まで検討した範囲ではそういう後の文章とのつながりからすると「が」がいいということなのです。

それから、2点目のゴーイングコンサーなのですけれども、実はこれは非常に悩ましい問題です。というのは、監査人は先ほど逆瀬委員のご質問に対する答えでも言ったのですけれども、基本的には前年度末の財務諸表に関するゴーイングコンサーの評価、これを引き継いでいるわけです。この基準にも書いてありますけれども、監査人のレビューに対する基本的な姿勢は、その前年度末のゴーイングコンサーに関する評価に経営者側に変更があったかどうか、また新しい問題が起きなかったかどうかということを質問するという、これがベースになっております。そういった意味では、さらに少なくとも四半期財務諸表の開示のたびに、例えば経営計画の合理性とか、突き詰めたいろんな意味での調査とか、そういったものは、これはとてもでき

ないだろうと。やはり時期的な問題もありますし、そういった建て付けになっておりません。

ただ、1年間ですので何が起きるか、当然新しい突発事項が起きる可能性というのは当然あります。そうしたら、恐らく監査人はレビュー手続はここまでだから、あとは年度に任せますということでは済まないのではないかと、私は個人的には思っているのです。恐らく実務的にも、これは友永委員、五十嵐委員、実務家の方に伺った方がいいと思うのですけれども、現実問題としてやはり年度の財務諸表の監査人としてそういうゆゆしき事態が途中で起きたとすれば、その実態は年度の監査人として評価することになると思うのです。ただ、これを四半期でそこまで書くかという、そうすると3つの四半期全部でそれをやらなければならない。そこが先ほど言った生々しい現実の問題が実際出てきたときにどうするかという、そういう問題が出てくると。

ただ、我々も考えたのですけれども、やはりどうしても経営者がゴーイングコンサーンに関して評価をし直さなければならない事態が起きたら、やはり監査人は四半期レベルでもそれなりの評価手続はやっていこうと。それを四半期情報の中に反映させるか、あるいは年度財務諸表に対して反映させるか、それは恐らくタイミングの問題だと思うのです。

○黒川委員 そのときにやっぱり頭の中では、例えば第3四半期までとっちゃったといたら、1年ぐらいの間でこれは改めて経営計画みたいなものを出して頂くとか、残り3カ月分の経営計画というわけではないわけですね。だから、やっぱりローリングで1年ぐらいの分をちゃんとというようなことは念頭に置かれているということによろしいですか。

○山浦部会長 例えばこの案の枠で実際にレビュー手続を行ったとして、そして例えば非常にゆゆしき問題が企業に対して起きて、そして経営計画とか、そういったものを根本的に直さなければならないという問題が起きたとき、例えば年度財務諸表をディスクローズするまでにまだ間があると。しかし、四半期情報は直前で出すことになっているというときに、これを監査人として、実務家としてどうするか、恐らく投資家に対して黙っておくということは絶対できないし、場合によってはゴーイングコンサーンが前提でないという形のディスクロージャーは必要になってくると思うのです。これは恐らく年度までは待てない。そう頻繁に起きるものではないと思うのだけれども、やはり手当ては必要かと思っております。

ここを基準として書き込むというのは、これはなかなか、例えば書き込んでしまったらそれで四半期ごとに合理性の評価から何から詳しいことまでやらなければならないになりますので、これは前文で書くか、あるいはもう少し詳しい実務的な指針として書くか、このあたりは悩ましいところですね。

○池田企業開示課長 今の点については、現行の中間監査基準、中間監査の枠組みでも同じ問題が生じ得て、中間監査基準では、そうした場合に下期と次の上期を併せてまたぐような経営計画を求めて検討するというのは実務上難しい面があるということ等を踏まえて、中間監査基準では、事業年度末までの期間の合理的な経営計画等の提示を求めて検討するのを原則として規定しているのです。

それでは、四半期の場合、残り3カ月のときは3カ月だけしかやらないのかという問題が先鋭になってくるのですけれども、ここでそもそも継続企業的前提は山浦先生からあったように、まず基本は今の前事業年度の決算日のときに判断した継続企業的前提が維持できているかどうか、あるいはその後重要な変更が生じていないかをチェックすることを基本としていて、それが生じていればそれを投資者に開示をします。四半期の場合それ以上に合理的な経営計画を検証するというまでの手続を45日の中でやるのは現実難しいかもしれない。あるいは山浦先生がおっしゃったように、ただその監査には同時に年度の監査人ではあるので、その年度の監査の方でどうやるかというのはもう一つの問題としてあるのですけれども、四半期レビューの手続としては、やはり継続企業的前提が揺らいでいるということをとにかく発見し、発見したらそれを適切に開示をします、それ以上に合理的な経営計画の検証みたいなものをルールを決めてやるような手続を求めていくのはレビューの手続の中ではなかなか難しいのではないかと。ただ、とにかくそういう事態が生じていることは適切に投資者に伝えるということで、そもそも性格として中間監査とは違って合理的な経営計画を検証して問題を発見しようというタイプの手続ではないという前提で今のような書き方になっているというふうに理解をしています。

ただ、山浦先生がおっしゃっているように、監査に当たった監査人の方は、四半期レビューに当たる立場と年度監査をやられる立場とあるわけで、その両方の手続を用いて適切に対応していく、その中で四半期レビューのときの開示、それに対する監査人の結論、その機会を使って投資者にきちんと警句を出す必要があるものについては的確に出して頂くという考え方かというふうに思っています。

○山浦部会長 この議論、なかなか白黒を文章としてつけるというよりは、実務的な対応でやっていく、そこに任せるところは随分あるような気がします。

それについては私のお答えもその程度でとどめておきますけれども、もう一つ、いわゆる遡及修正の話です。当然四半期でこういう限定された手続の中でやっていくと、直前の四半期財務諸表で、判断が間違っていたというのが出てくるでしょう。これは、1つは、今お手元にありますけれども公開草案となっております企業会計基準委員会の四半期会計基準でも書かれて

いるのですけれども、遡及修正というよりは注記という形で情報を開示するとなっています。監査人は当然情報開示レベルで判断をするという枠組みになっていますので、直前の四半期情報について誤った情報開示がなされていたとすると、それが次の四半期のところで適切な修正の注記情報が出されているということを確認して、それでそれに対して判断をすると、結論を出すと、こういう形になると思うのです。遡及修正という形をとっていない、これはまた別の議論があるのですけれども、ディスクロージャーの基準の話、会計基準の話なのです。

○黒川委員 そのときに監査上、先ほどのちょっと漏れてしまったと。本来ならば第二四半期で見つかったのですが、第一四半期に発見していればそのときに限定意見ぐらいはつけていたはずというような重要な点について重大なことがあったと、こういうことになったときに、第二四半期のレビュー上、監査報告書上でどのような、会社が直してくれたから、だから全くおとがめなしの無限定、適正とは言わないのかもしれませんが、そういうのに準ずるような言葉なのか、あるいはせめて情報提供みたいな、今日の案の最後のところあたりに、実はそういう事項があったんだけどと、そういうことぐらい書かせるのかということが質問だったので、いじわるな質問で。

○山浦部会長 実際は通常の年度監査でも同じようなことはあり得ますね。何か特段の手当てというか、つまり限られた手続で実施しますので、当然結論に関する判断の間違いというのはいくらあり得ると思うのです。年度監査も同じですけれども、その場合にたった3カ月間の期間しかありませんので、その前の直前の四半期情報についての結論について監査人がこれこれ間違っていたという、そういう書きぶりを、結論に関する報告書の上でディスクロージャーの修正に対する監査人の結論を出すという、そこでカバーできるのではないかと思うのですけれども、これは友永委員、五十嵐委員でも結構なのですけれども、いかがでしょうか。

○友永委員 状況はいろいろあると思うのですけれども、取引が生じて、その後状況の変化になったという場合もあるでしょうし、もともと粉飾で何かがあったと。ただ、このレビュー手続というのは主に経営者に対する質問で、合理的な回答が得られたという心証を得れば追加的な質問までいかないというところですので、その範囲内でやはりレビューに関する結論に対する責任といいますか、監査人の責任というのはそこで終わるのではないかという建て付けにして頂かないと、それは年度監査の中ではそういったものを発見して訂正してもらって、監査人としてはやっていかななくてはいけないのは十分あるのですけれども、やはり3カ月、しかも先ほどお話に出たところでは、やはり非常に短い期間、1週間ぐらいという時間的制約があると思えば、その中でできることというのは、もっともらしい説明をされて、それが過去における

監査人としての知識等からいって不合理でないという判断するケースというのは非常に多いと思うのですね。新たに年度の監査として問題を発見するというのも、これまたそういう事象が生起した後、それに齟齬を生じるような別の証拠を入手した場合にこれはおかしいということになるのが多いわけで、そういった意味では、これはレビューという手続の限界というものなのではないかと。ただ、年度監査においてはそういったものが見逃されてはならないというのはそういうことだろうと思いますけれども。

○山浦部会長 五十嵐委員、何かこれについてコメントはありますか。

○五十嵐臨時委員 非常に難しい、実務的に非常に難しい問題で、黒川先生のご趣旨に合うのかどうかちょっとわからないのですが、ただ実務サイドとしましては、いわゆる遡及的な修正事項、明らかに誤りであると、極端な場合、不正等があった場合の我々が見過ごしていたものを直して頂くというところがあるかと思うのですが、その辺のところいわゆる証取法上の、既に開示されている財務諸表を修正するというのが証取法上の考え方、原則があるわけですが、その考え方と今まで商法等の確定決算との絡みがあったわけなのですが、そここの考え方といいますか、認識のギャップが実務上出ているところがあるのかというところがありますし、ただ、それを見過ごさないように監査、また今回はレビューですけれども、それを実施していかなければならないということがあるのですが、結果的にそういうような状況に気づいた場合、発見した場合の対応が非常に難しくなっているということですね。

○山浦部会長 今の五十嵐委員のお話だと、難しいというのはよくわかるのですが、実際はそのレビュー報告書のそのときそのときで完結するという、そういうご趣旨ですか。

○五十嵐臨時委員 それは、先ほど友永先生がおっしゃったように直して頂いて、その四半期のレビュー報告書が対応するわけですが、その前提になる本来既に開示されている財務諸表、また四半期財務諸表を修正すべきなのかどうかという議論がまだ必ずしも十分なされていない、また、十分共通の理解に立っていないのではないかという疑問を提示させて頂いたけです。

○山浦部会長 企業会計基準委員会の四半期財務諸表の会計基準、これは先ほど言いましたように過去の四半期財務諸表については注記事項でもって修正なりを示していくという、こういう形で基準を設けていると。形式的な議論で言いますと、監査人としての責任はそのディスクロージャーが、要するに修正をした部分のディスクロージャーが適正かどうかという、その判断でもって完結するというか、それが責任の範囲だと思うのです。しかもそれが前提となっているのが、四半期レビュー手続を前提にしているわけで、確かに年度財務諸表の監査人であるの

で、年度財務諸表の監査に関するいろんな情報を前提にした上でレビュー手続をしますので、単なるここに書かれているような手続で保証を得るということではないと思うのですが、少なくとも責任のあり方としては、やはりこのレビュー手続を前提として、四半期ごとに監査人の責任問題が関係してくるということではないかと思うのです。

恐らく、四半期情報をもとにして投資家が損害をこうむったと、しかもそれが監査人の判断ミスであったということであれば、この四半期情報に関する監査人の判断に関する責任が問われるという、こういった仕組みではないかと思うのです。修正をするというのは、要するにディスクロージャーレベルで修正をして、その修正されたものが適正であるかどうかということとをそれぞれ四半期で判断するということであると。

○黒川委員 今山浦先生がおっしゃられたとおりでと思うのですね。例えば第3四半期で直したとすれば、直したということをもって、また損益計算書も累計もありますから直っていないとまずい。それで、直っていればそれについてはオッケーと、こういうことなのでしょうけれども、たまたま不正を見過ごしてしまう、これはあると思うのです。それが注記、会社が注記か何か書いて、会計士は監査上にそういう事実があったということ何か情報提供の区分、意見には関係ないところで書いておくべきなのか、あるいはそれも直っているのだから、ただ会社がどこかで注記をしておいて頂ければそれで済んでしまう問題なのかと、その辺なのだと思うのですが、そういうような情報にあまり意味がなければ、特段監査報告書に書く必要もないのかもしれませんが、ちょっと難しいところではありますね。保証をしそびれたということと、それから情報提供の有用性、両方にかかわる問題、しかも将来の訴訟の問題も若干あるかもしれないという、そういう悩ましい問題かもしれません。ないことを祈るだけですけれども。

○山浦部会長 もう少し積極的に基準のあり方を考えるべきだと思うのです。少なくとも四半期レベルでレビュー手続としての監査人の責任の限界というのはあるわけです。それは監査とは違うと。とはいえ、情報をもとにして損害をこうむる投資家の損害はまた同じ話で、そういう意味ではやはり過去に間違っていたと、判断を間違っていたと、監査人は、それはそれでそのレベルでの責任というのは問われるべきです。問題は、先生がおっしゃるところは、その過去の四半期で誤った点について、何らかの監査人としての釈明みたいな、あるいは説明みたいなものが新しい結論の報告書に必要かどうかという、そういう趣旨ですね。これは、少なくともディスクロージャーのレベルでは、話は先ほど言ったようにつじつま合うと思うのですが、もう一つ、監査人としての自分の情報提供といいたいまいか、これをどうするかという、

それについてはちょっと検討させていただきます。

ほかにございませんでしょうか。

少し時間が予定の時間よりも早いのですが、ご意見ございませんようですので、意見交換をそろそろ終了させて頂きたいと存じます。ただ、本日頂きました皆様のご意見、あるいはご質問で、補足して、例えば前文等に示すもの、あるいは基準の本文に修文という形で入れるべきものがあるかもわかりません。いずれにしてもそういったものについては慎重に検討させていただきます。その上で、所要の修正をした上で、これまでの企業会計審議会の基準と同様に公開草案として公表させて頂いて、広く意見を求めていきたいと思っております。

つきましては、次回の部会では、公開草案の公表に当たり、併せて公表する基準の経緯等も記載しました基準の前文ですね、これを付しまして、案を用意させて頂きましてご審議を賜りたいと存じます。次回以降の日程等につきましては、事務局から連絡をお願いいたしたいと思っております。

○池田企業開示課長 次回会合の日程は、11月17日、金曜日の午後4時から開催させて頂きたいと思っております。正式なご連絡は改めて事務局より発送させていただきます。よろしく願いいたします。

○山浦部会長 それでは、これにて閉会いたします。

本日は、お忙しい中、ご参集頂きまして誠にありがとうございました。

午前11時27分 閉会